

令和五年六月十六日提出
質問第一三五号

公益法人等に造成されている基金の残高が基金事業としての必要な額等を上回る基金に関する
質問主意書

提出者 城井 崇

公益法人等に造成されている基金の残高が基金事業としての必要な額等を上回る基金に関する

質問主意書

公益法人等に造成されている基金の残高が基金事業としての必要な額等を上回る基金に関して、以下質問する。

一 公益法人等に造成されている基金の残高が基金事業としての必要な額等を上回る基金について、令和五年一月三十一日の衆議院予算委員会において、「御指摘の各府省が作成、公表している令和四年度基金シートにおいて、基金の保有割合が一を上回る部分を、各府省にも確認の上、機械的に算出いたしましたところ、全体で、七府省、計四十六基金事業、約千四百五十七億円であり、そのうち国費相当額は約千四百三十六億円になったところであります。」と答弁があった。現時点における、基金の保有割合が一を上回る部分を機械的に算出した場合の府省数、基金事業数、金額および国費相当額について明らかにされたい。

二 現時点における、基金の保有割合が一を上回る部分を機械的に算出した場合の府省別の基金事業数、基金事業名、基金事業ごとの金額と国費相当額について明らかにされたい。

三 上記をふまえ、基金規模を国の基準に合わせて適正にする観点から、基金の保有割合が一を上回る部分における基金の財源となっている国からの補助金等については、直ちに国庫へ返納すべきと考える。政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。